

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和6年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	3683.02	3591.68	3691.56	3194.82	2870.12							
残滓搬出量	422.0	412.4	563.3	280.0	361.1							

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	10	4	30	24	31							
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	917	918	916	912	914							
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	175	172	173	177	178							
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	2	1	2	3							
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置							

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	29	31	25	7	2							
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	908	907	905	895	905							
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	173	174	174	172	173							
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	2	2	1	1							
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置							

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			5月31日	6月20日					
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月21日	7月11日					
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7月19日					
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.002未満	0.002未満					大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満					大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	8未満	7未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	22	22					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	—	0.005未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	—	0.005未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.000024					ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突出口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			5月31日	6月20日					
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月21日	7月11日					
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			7月2日	—					
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.002未満	0.002未満					大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満					大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	7未満	8未満					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	19	45					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	—					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.000057	—					ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られたい順次記載いたします。